

平成28年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成28年6月13日(月曜日)

議事日程第1号

平成28年6月13日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第59号から同第61号まで
- 日程第7 議案第62号
- 日程第8 議案第63号から同第66号まで
- 日程第9 議案第67号から同第70号まで
- 日程第10 議案第71号
- 日程第11 議案第72号
- 日程第12 請願第1号から同第3号まで

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第59号から同第61号まで
- 日程第7 議案第62号
- 日程第8 議案第63号から同第66号まで
- 日程第9 議案第67号から同第70号まで
- 日程第10 議案第71号
- 日程第11 議案第72号
- 日程第12 請願第1号から同第3号まで

応招議員 19名

局
係

長 小 竹 和 雄 君
長 室 橋 淳 次 君

次

長 松 木 靖 君

+

午前 10 時 00 分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成 28 年第 2 回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3 番、斉木 勇議員、12 番、伊藤文博議員を指名いたします。

日程第 2 . 表彰状の伝達

議長（倉又 稔君）

日程第 2、表彰状の伝達を行います。

議員 25 年以上在職として樋口英一議員、20 年以上在職として五十嵐健一郎議員、15 年以上在職として吉岡静夫議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げますのでご登壇をお願いいたします。

19 番、樋口英一議員。

〔19 番 樋口英一君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 樋口英一殿。

貴方は市議会議員として 25 年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第 92 回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成 28 年 5 月 31 日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

どうもおめでとうございます。

〔拍手〕

議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 樋口英一殿。

貴方は市議会議員として在職 25 年、よく市政の発展に努められ、その功績はまことに顕著なものがあります。

よって、第 91 回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

平成28年4月27日 北信越市議会議長会会長 松本市議会議長 犬飼信雄、代読です。

〔拍手〕

議会事務局長（小竹和雄君）

次に、17番、五十嵐健一郎議員、ご登壇お願いいたします。

〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 五十嵐健一郎殿。

貴方は市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成28年5月31日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

おめでとうございます。

〔拍手〕

議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 五十嵐健一郎殿。

貴方は市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績はまことに顕著なものがあります。

よって、第91回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

平成28年4月27日 北信越市議会議長会会長 松本市議会議長 犬飼信雄、代読です。

どうもおめでとうございます。

〔拍手〕

議会事務局長（小竹和雄君）

次に、15番、吉岡静夫議員、ご登壇をお願いいたします。

〔15番 吉岡静夫君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 吉岡静夫殿。

貴方は市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成28年5月31日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読です。

どうもおめでとうございます。

〔拍手〕

議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 吉岡静夫殿。

貴方は市議会議員として在職15年、よく市政の発展に努められ、その功績はまことに顕著なものがあります。

よって、第91回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

平成28年4月27日 北信越市議会議長会会長 松本市議会議長 犬飼信雄、代読です。

おめでとうございます。

〔拍手〕

議長（倉又 稔君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第3．会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る6月6日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

委員会報告をいたします。

去る4月21日、5月13日及び6月6日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、6月6日に開かれまして議会運営委員会では、本日招集されました平成28年第2回市議会定例会に提出された議案について協議いたしました。議案につきましては、お手元配付の議案書のとおり専決処分の承認を求めることについて4件、条例の一部改正について3件、財産の取得について4件、損害賠償の額の決定及び和解について1件、変更契約の締結について1件、補正予算1件の合計14件であります。

このうち専決処分の承認を求めることについての4件につきましては、委員会付託を省略し、本日、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期につきましては、本日、6月13日から6月30日までの18日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

次に請願・陳情の取り扱いについてですが、請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願、請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、請願第3号、安保健法の廃止を求める意見書の提出に関する請願、以上3件が受理されております。

いずれの請願も総務文教常任委員会へ付託の上、ご審査願うことで委員会の意見の一致をみております。

また、委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生3常任委員長から閉会中の所管事項調査についての報告の申し入れがありましたので、これらを本日の日程事項とすることといたしました。

次に、4月21日及び5月13日に開かれました議会運営委員会では、議会改革における議会基本条例について協議し、6月7日に開催されました全員協議会に、たたき台として議会基本条例案を提出しております。全員協議会で各議員から出されましたご意見を参考にし、今後の議会基本条例案に反映できるよう、再度、議会運営委員会に持ち帰り、協議を重ねていくこととしております。

次に、4月14日に発生しました熊本地震を初め一連の地震災害に対し、被災されました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

議会運営委員会では、糸魚川市議会として東日本大震災と同様の対応をすべきであるとの意見があり、義援金を新潟県市議会議長会を通じて九州市議会議長会にお渡しすることで委員会の意見の一致をみております。

なお、これにつきましては、5月20日に送金させていただきましたが、被災地の1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第4．行政報告

議長（倉又 稔君）

日程第4、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成28年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正等の専決処分及び補正予算と財産の取得など14件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に6点についてご報告申し上げます。

最初に、市独自の経済対策の実施状況について、ご報告申し上げます。

「北陸新幹線・えちごトキめき鉄道開業1周年記念プレミアム商品券」は、市内の消費喚起を目的として、市がプレミアム分の10%を補助し、糸魚川経済団体連絡協議会が総額1億6,500万円を発行いたしましたものであります。

4月16日・17日の2日間で販売され、両日とも即日で完売いたしました。商品券の使用期間は7月31日までとなっておりますが、6月3日現在では約54%に当たる8,800万円ほどが換金されております。

また、「住みいる環境リフォーム補助金」は2月25日から募集を行い、3月25日で締め切らせていただきました。

592件の応募があり、1,000万円の補正予算の専決により429件、3,990万8,000円の交付決定を行い、対象工事費は約4億2,000万円であります。

これらの事業は、消費の落ち込みを防ぐ目的で実施いたしましたが、市内での購買やリフォームのきっかけとなり、地域経済の活性化に寄与したものと考えております。

2点目に、平成27年度の観光入込状況について、ご報告申し上げます。

市内主要観光施設の入込客数は約248万人で、対前年比26.8%の増加となっております。

このうち、昨年オープンいたしました、「糸魚川ジオステーション ジオパル」には、約32万人が訪れ、糸魚川駅周辺のにぎわい創出にも寄与してるものと考えております。

新幹線開業2年目の本年は、真価が問われる年であると捉え、今後も一層、交流人口の拡大に努めてまいります。

3点目に、国立大学法人 新潟大学との包括連携協定の締結について、ご報告申し上げます。

4月27日に新潟大学駅南キャンパス「ときめいと」において、新潟大学と地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的といたしまして、連携に関する協定を締結いたしました。

新潟大学とは、これまでも市内の地質調査の研究活動、小滝地区との交流などの連携をいたしておりますが、さらに教育、観光、保健、福祉等の分野で連携を強化いたしていくことといたしております。

なお、今回で大学との連携協定締結は3校目となります。

4点目に、大学の合宿誘致について、ご報告申し上げます。

玉川大学の硬式野球部約60人が、8月2日から10日間、シーサイドバレースキー場ホワイトクリフで合宿を行い、美山球場で練習を行います。また、8月6日には、美山球場において少年野球教室を開催する予定となっております。

次に、早稲田大学の文系ゼミ約100人が、8月4日から3日間、焼山温泉で合宿を行います。

次に、法政大学のチアリーディング部、吹奏楽部、応援団の約130名が、8月6日から10日間、焼山温泉で合宿を行い、早川交流促進センター、旧上早川小学校校舎などで練習を行います。また、8月13日には、きらら青海において成果発表会を開催する予定となっております。

いずれも市民にPRするとともに、各大学との交流促進につなげてまいります。

5点目に、新潟焼山の現状について、ご報告申し上げます。

5月1日に火山性地震の回数が増加し、その後もやや多い状態が続いてましたが、現在は少ない状態となっております。

また、5月6日には、山頂東側斜面にごく小さな噴火に伴うものと見られる降灰が上空からの観測により確認されましたが、その後の噴火は認められておりません。今後も継続した調査を気象庁に要請するとともに、引き続き、関係機関と連携した情報収集により、住民や入山者の安全の確保に努めてまいります。

最後に、本年度公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました行政報告参考資料をごらんください。

まず、平成28年度予算の市営事業につきましては、27件で概算15億3,000万円の内示がありました。

県営事業につきましては、27件で概算32億7,000万円、国の直轄事業は、8件で概算50億3,000万円、その他、土地改良区は、1件で4,500万円となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助事業の採択状況により、事業費が変更する場合がありますので、ご了承願います。

以上、6点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第5、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の4月25日と5月25日に所管事項調査を行っておりますの

で、主な内容をご報告いたします。

新潟焼山に関する防災対応については、消防本部より、新潟焼山の現在の状況、活動火山対策特別措置法の改正概要、新潟焼山の防災対応について説明を受けた後、委員より、火山防災協議会のメンバーには、火山の専門家も含まれている。過去の噴火の状況や周期などを把握して臨むべきと思うが、いかがかという質疑に対し、噴火シナリオの作成では、過去の事例を参考にしながら、この地域ではこういう被害があった、例えば海まで出たというようなことも踏まえ、検討した中でつくっており、それを避難計画につなげてきたわけで、過去の事例を検討・検証していると答弁がありました。

広帯域地震計が新たに設置されるということだが、これによりどのように変わるのかという質疑に対し、焼山山頂から1.5キロメートルのところに設置され、これまでの地震計では周期数秒までの振動しか捉えることができなかったが、広帯域地震計では、周期数百秒までの長い周期の振動までを捉えることができるようになりますと答弁されています。

昨年10月の避難訓練の後、住民からの要望が出されていたが、対応状況はいかがかという質疑に対し、昨年10月の住民避難訓練が初めての訓練だったので、基礎的なことを検証しようということで実施した。例えば日中、夜間の違いもあるし、季節の違い等もある。前回、バスを手配して交通渋滞は招いていないが、噴火するとマイカーでの移動になるので渋滞が懸念されるというようなことを、事務局では、おおむね把握している。この検証結果についても、旧火山防災協議会で委員の皆さんと情報共有しているので、今後、また避難計画に反映させていかなければいけないと考えていると答弁されています。

噴煙量などの現状を把握し、警戒することは重要だが、地元の皆さんに必要以上の精神的負担をかけないような体制が必要だが、いかがかという質疑に対し、やはり不安を与えてはいけないという部分もあるが、正しい情報を伝えなければいけないというものもある。適切な情報伝達ということが必要と考え、気象庁、気象台から出てきた情報については、地区の皆さん、市民の皆さんには正確に伝えたいと考えている。今現在、少し噴煙がおさまっているような状況だが、専門家の先生方によると、49年の噴火時も噴煙が出ていたのが一旦おさまってから7月ぐらいに爆発したという状況も現実にはあるので、噴煙がおさまったからよしということではないし、継続した観測体制の強化が必要であると言われているので、本市としてもそのような体制が整うように国県等に働きかけをしていきたいと答弁されています。

学校給食における事故対応については、こども課より、平成27年12月14日以降の事案について説明があり、危険異物の混入事案が少なくなってきたことから、平成28年度からは、新潟県の学校給食における異物混入等の事故発生マニュアルに沿った対応とする旨の報告がありました。これについて若干の質疑がありましたが、特に報告すべき事項はありません。

いじめ不登校対策事業については、4月25日の委員会では、平成27年度下半期の学校評価の結果と分析、それに対する対応を、5月25日の委員会では、いじめ・不登校の個別の案件についてのそれぞれの対応状況を取り上げることとして調査しました。

4月25日の委員会では、こども教育課より、いじめ・不登校の状況、小学校・中学校ハイパーQ Uの検査結果について説明のあった後、委員より、中学生の学業不振による長期欠席が10名とあるが、状況の把握と対応はどのようになっているかという質疑があり、新規の不登校生徒が、中

学1年生2名で、2年生が8名である。中学校の学習の進め方についていけない生徒がいることが調査結果からうかがえる。教員OBや塾講師、高校生などの講師による補習を実施するとともに教師の指導力向上のために県立教育センターの指導主事を迎えてアクティブラーニング研修に取り組んでいきたいと答弁されております。

5月25日の委員会では、担当課より、個別の案件の状況と職員の処分について説明があった後、委員より、当時3年生の事案について交渉中とあるがどのような内容か。何をもち解決となるのかという質疑があり、保護者の方との交渉は、職員の処分をどうするのかという責任の点。こういったことがもう起きないように具体的な策を提示してきちんとやってほしいといういじめ再発防止の点。病院等に通院しているその被害について、解決について話をさせてもらっているということの3点である。未然防止に向けての取り組みを示すだけでなく、その実践までを確認することによって、一定の解決の合意のラインに達するということである。資料では、交渉という言葉であらわしたが、協議を重ねているということであると答弁されております。

委員より、職員の処分の対象は何か。第三者委員会での調査との関連はどうか。からかいという精神的暴力もあるが、暴力行為は一般社会でいえば傷害事件であることを生徒に指導しなければならないが、いかがかと質疑があり、いじめ問題専門委員会の調査事項は、前回、1年生の事案があったから繰り返して起こされているということについてのいじめ防止対策が、学校で、市の教育委員会できちとなされてきたのかということについて、外部の第三者の方から調査してもらい、提言をもらうものである。また職員の処分については、これとは別であって、3年生の事案が起きて、そしてまた1年生の非常に陰湿な事件も起きたので、それを受けて教育委員会で、学校の職員、教育委員会事務局職員を、ここにあるとおり処分を行ったということである。からかいだけではなく、暴力行為は非常に陰湿で悪質なものであったので、保護者、生徒に十分注意をしているが、それがきちんと浸透するようにしていかなければいけないと思っている。そういったことについても第三者委員会から提言をもらうものと考えていると答弁されています。

委員より、3年生の事案では、高校に通っていると言うが、教育委員会として今の高校生と保護者とのかわりを、解決に向けてどのように進めていこうとしているのかと質疑があり、今年度、こども教育課の中に分掌として中高連携担当を新たに位置づけて、指導主事が担当し、中学、高校との連携を図っていく。高校へは、こども教育課長が出向いて話をしている。また、教育相談センターは、現在の規則だと中学生となっているが、18歳までの一貫教育なので18歳までの子供たちの相談にもこども教育課を窓口にして対応していきたいと考えていると答弁されています。

権現荘の経営状況については、3月定例会中の予算審査特別委員会と総務文教常任委員会で長時間審議をされた案件であり、原則的に、当委員会開催ごとに、その時点での経営状況及び両委員会の集約事項に対する行政側の対応について調査していく方針であります。

4月25日の委員会において、担当課より、平成27年度の決算見込み、同月別収支見込み、見直しした経営計画、平成28年3月定例会以降の改善作業及び取り組み事項、平成28年度権現荘日計表について説明があった後、委員より、日計表がわかりにくい。公会計と日々の原価管理は分けて考える必要がある。人件費は公会計で行っているのであれば日々の原価管理では、概数で把握していくなどの工夫が必要だがどのように考えているか。できれば複式簿記にするべきであるが、いかがかと質疑に対し、人件費や光熱費の金額が大きいので、日計管理の中でそのように把握

し、収支を見ていくよう改善する必要がある。会計事務所と相談する中で改善していきたいと答弁されました。

委員より、平成28年度の経営計画では、1,800万円の黒字と計画しているが、その根拠となる検討資料を示してもらいたい。例えば、日帰り入浴施設を権現荘に統合して、それが収支面ではマイナスに働いている説明がされてきているが、それが数字で示されなければならないが、いかがかという質疑に対し、日帰り入浴については、住民福祉ということで赤字でも継続していかなければならない。市外・県外のお客様から宿泊していただく中で福祉の部分をカバーしていくのが権現荘の使命でもあると考えているので、宿泊と日帰り入浴をどのように考えて1,800万円の黒字を計画しているかの資料をつくっていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、従業員の勤務実態が問題となっているが、時間外労働に対する必要な協議は行ってきたか。してこなかったとすればなぜか。責任は誰にあるのかという質疑に対し、従業員の皆さんとは年間変形労働時間制に関する協定を結んでいるが、忙しい時期にその都度協定を結び直す必要があるが、行っていなかった。月末に1カ月分の労働時間が確定するが、協定を結び直すのに適切な時期に把握できなかったためである。最終的には、協定の締結者が職場の労働者の代表と市長ということになるので最終的には市長になるが、内容を検証し、次の委員会で報告をしたいと答弁がありました。

また、支配人の評価スケジュールと判断基準及び従業員個々の時間外勤務等の勤務実態について、次回の委員会で資料提出してほしいという要望があり、行政側からは、提出する旨の答弁を受けています。

委員より、新年度に入って増員を図っているということであるが、固定費がふえることになるが、経営計画には数字的に反映されているのか。また、それにより勤務の形態はどう変わるのかという質疑に対し、かなりの超過勤務時間があり、手当がかなりの金額になっていて、フロントが1名、厨房が2名の合計3名を採用しても、その超過勤務の枠の中でおさまるという計算のもとにやっていると答弁がありました。

委員より、支配人の裁量権について、予算審査特別委員会で宿泊客に対して料理を無償で提供したり、プランを少しグレードアップするという事例が50件ほどあったと言っているが、平成28年度についても前年度同様の裁量権を認めるのか。また、この50件の中身は、本当に営業に効果を上げたものなのかという質疑に対し、内部監査用の資料として、具体的にはおおむね50件程度を洗い出して大体4人の宿泊客に対しておちょうし1本というサービスの提供で原価計算して費用が幾らかかり、それに対してリピートした客が利用した金額とか人数といったところも調べている。リピートされる宿泊のお客さんに対して、支配人の一定の裁量権での対応を、内部での一定の基準を定めた中で今後も行いたいと思うが、検証も行っていくと答弁がありました。

委員より、予算審査特別委員会と総務文教常任委員会の集約事項については、いつの時点で全ての項目に対しての結論を出せるのかという質疑に対し、次回、5月25日に予定されている委員会で全ての結論を出せるかは厳しいところであるが、できるだけ示せるようにしたいと答弁がありました。

委員より、行政側が支配人を高く評価している。先日の広報の実績を見ても市民からの疑問の声もあるし、評価に値する部分も見えない。給料減額は非を認めたものと思っているが、現時点での

支配人に対する評価はどうかという質疑に対し、もっと高く評価していたが、今回のリニューアル後では少し評価を落としたのが実態である。ただ、ここで支配人をかえるのではなく、7月までのリニューアル後1年間をぜひ頑張ってもらって成果を見させてもらおうと答弁がありました。

経営計画を誰が見てもわかるように具体的に整えてほしい。基本方針に地域内関係施設としてスキー場やゴルフ場との連携を挙げているが、柵口温泉郷全体を考える視点が足りないので、公的な宿という視点で地域との連携に突っ込んだ検討をしてほしい。また、集約事項の中に支配人との契約は、支配人の責任を具体的に明記することとあり、前述の判断基準とあわせてどのように明記されて、その判断基準がどうなのかというところを明確にしてほしいという意見・要望が出されています。

5月25日の委員会では、担当課より、平成28年度柵口温泉権現荘経営計画の見直し内容について、平成27年度決算見込みについて、平成28年度の4月度収支月報、5月度日計表について、3月定例会中の集約事項に対する対応について、平成28年度権現荘支配人の雇用契約内容について、柵口温泉「権現荘」リニューアル基本計画策定総合報告書と糸魚川市第三セクター等の評価及びあり方に関する報告書における指摘事項に対する市の対応について、権現荘運営における支配人の実績評価について、黒字目標値1,800万円の算出根拠について、権現荘職員勤務状況について、資料をもとに説明があった後、委員より、5月の収支月報によると収支はプラスになっているが売り上げが下回っている。目標の達成には相当な努力が必要である。また、日帰り入浴施設が収支を圧迫しているのであれば効率よく改善すべきと考えるが、いかがかという質疑に対し、4月の宿泊数は目標960人に対して738人となっているが、食材の原価率の目標を49%から45%に下げて設定し、現在のところ43%程度にできているので売り上げがダウンしても利益を確保するよう収支重視で検証して進めていきたい。日帰り入浴施設の設置目的は、地域住民の健康増進に寄与する住民福祉であり、宿泊客での収入を活用して地域の高齢者に安い値段で入浴を楽しんでもらえる施設として事業を継続していきたいと答弁がありました。

委員より、支配人の評価について、経営改善を図るために民間人から登用した支配人の運営のやり方に疑問がある。原価率の管理が確かにできるのかにも大きな不安を感じている。評価に当たっては、原価の内容がわかる詳細な資料の提出がされるのであれば、この評価内容で認めたいが、いかがかと質疑があり、これまでは原価管理が不十分であった。改善により二重三重に原価のチェックを行い、日々改善につなげていく取り組みを全体で実施してきている中で目標を達成したい。評価に当たっての資料は提出すると答弁されています。

委員より、労働実態は、多くの時間外勤務や少ない有給休暇取得状況など非常に過酷であったと考える。新規に3名雇い入れて勤務状況を改善すると言うが、どのようにやっていくのかという質疑に対し、平成28年度に入っても、まだまだ時間外勤務が減っている実態ではない。それぞれの部門を管理する方から職員に対して課題の周知を図る中で、勤務時間を超過しないで済むような体制づくりを整えていきたい。能生事務所でも10日ごとの勤務状況の把握を行い、休暇を進めることを含めて現場の方々と話をする中で健康管理に留意するよう努めていきたいと答弁がありました。

委員より、内部監査の実施と報告、指定管理者選定委員会の設置と運営などの予定はどうかと質疑があり、内部監査については、現在5月末を目標に監査を進めている。指定管理者選定委員会は、委員会の皆さんに現場の状況も見て把握してもらおう第1回の委員会を6月6日にする予定

である。内部監査の結果は、そのときに間に合えば出すが、そうでなければ第2回目のときに示しながら指定管理者選定委員会に状況を説明して評価をしてもらいたいと思っている。指定管理者選定委員会のところに旅館・ホテルの経営に詳しい方を1名加えてということだったが、その部分については専門の業者に委託し、権現荘の経営状況について診断をしてもらうということとし、したがって、指定管理者選定委員会と専門の業者のチェックという2本立てで対応させてもらいたいと答弁されています。

委員より、予算審査特別委員会の集約事項で、権現荘の経営状況等の指定管理者選定委員会の評価結果について全員協議会を開くこととなっているが、いつごろに開催できる状況となるのかという質疑に対し、おおよそ7月ごろになる見込みであると答弁がありました。

委員より、インバウンドについての戦略が見えてこない。観光協会に加入して連携強化を図るとともに具体的なインバウンドの取り組みについて研究を進めていると言っているが、会員になることで飛躍的に進む要因があるのかという質疑に対し、飛躍的にということではないが、この会に所属することで全体的なインバウンド等の情勢や取り組みについての情報を得ることができ、また、協会とも連携をする中で具体的な取り組みについての検討もしていけると考えていると答弁があり、委員より、世界ジオパークの取り組みとインバウンドの取り組みのつながりがない。米田市長はジオパークで世界に行っていて、わざわざ世界ジオパークの認定をとっている。なぜそこを使わないのかという質疑に対し、香港、台湾に市長が行っているので、いろんなお客を権現荘に回してもらい、能生を中心としたいろんな体験というものも、その旅の中で提案できるのではないかと。大連1つだけではなくてジオパーク関連都市のいろんなところのお客様を連れてくるということは考え方としてであると答弁されています。

糸魚川幼稚園、ひまわり保育園の施設整備状況については、現地視察の後、担当課より、施設整備状況、認定こども園4種類の比較について説明があった後、委員より、保育園に預ける場合の条件はどのようになっているか。3歳未満児を預けたければ誰でも預けられるのかという質疑に対し、以前は「保育に欠ける」という表現であったが、平成27年4月からの新制度では、保育の必要性の認定となっていて、母親が求職中や育児休業取得時でも認められることなどとなっている。祖父母と同居であっても60歳以上であれば認められることとなった。公立、私立あるが、この園に入れたいという相談があっても未満児がいっぱいの保育園が何カ所かあって希望する園には入れない状況である。今後の対応としては、今の幼稚園を認定こども園化して未満児を預かるという選択肢も公立、私立ともに可能ではないかと思っていると答弁がありました。

今後、当委員会では民営化の問題も含めて、糸魚川市全体の就学前教育の方向性について調査していくこととしています。

ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中の5月18日に親不知レンガトンネルの現地視察を行い、その活用について調査を行っていますので、その内容についてご報告いたします。

現地調査では、糸魚川ジオパーク観光ガイドの会、糸魚川ジオパーク認定ガイドの方から、約2キロメートルの周遊ルートを1時間30分程度で案内していただきました。その後、机上調査で親不知レンガトンネルの概要説明を受け、活用についての調査を行いました。

旧親不知トンネルは、大正元年に竣工した総れんがづくりのトンネルで当時の土木技術を後世に伝える貴重な土木遺産であり、地域の近代化に貢献した貴重な鉄道遺産として平成26年度に土木学会選奨の土木遺産に認定されました。

また、明治15年から16年に竣工した親不知旧道、現在は親不知コミュニティロードとして整備してあるところも平成19年度に土木遺産に認定されております。

今回、この2つの土木遺産をめぐる約2キロメートルを周遊するルートが整備され、総事業費は約7,000万円。トンネル内の照明設備、通路等についての安全対策や解説板、現地案内図等の説明を受けました。活用方策として2つの土木遺産の周遊化が図られることにより、北陸路最大の難所から現在に至るまでの歴史を学ぶことができ、世界ジオパークの1つとして幅広い世代からの誘客が期待できる。今後は、小中学校の総合学習や見学会の実施などにより、市内外に広く周知し、貴重な土木遺産の活用を図っていくとの説明後、直ちに質疑に入りました。

委員から、どのようにPRして売り出していく計画か。学校の授業の中で体験学習的に行って文化も学べる。親不知の海におりる道は少ない。海も合わせてアピールするような考え方はできないかとの質疑に、海との関係の部分を指摘いただいたので、これから海水浴シーズンを迎えるので、海とれんがトンネルとの連携した話を関係者と話す中でPRしていきたいと考えている。また、夏に教員の下見ツアーみたいところで情報提供もしていきたい。いずれにしても学習の場を活用しながら子供たちに知ってもらって、地域に愛着と誇りを持ってもらいたいと思うとの答弁がありました。

また、委員から、コミュニティロードを歩いて眺めもよかったが、木が邪魔な部分があり、伐採できるものはしてもらいたい部分もあった。また、ガードパイプがさびて見えが悪い。手前のほう

がきれいになっていたもので、同じものを設置してもらいたい。それと路肩が傷んでいる部分もあったので、早急に修繕してもらいたいが、いかがか。さらに、れんがの中の構造がわかるようにモニメントみたいなものを入り口に置き、わかりやすく説明してもらいたいが、どうかとの質疑に、危険箇所については、早急に対応したいと思っている。ガードレールについては、延長もあるので一挙には難しいかもしれないが、段階的に整備していけるように部内で協議を進めたい。れんがの積み方とかを現地で見れるとよいと感じたし、研究している方もいると思うので、そういった方と連携して説明ができるようにしていきたいとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑や意見・要望がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の5月23日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、ごみ処理施設の運転管理委託について、次期ごみ処理施設の整備について、し尿処理施設の整備について、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の適正化について、空き家等実態調査及び空き家等対策計画について、地熱発電可能性調査について、能生地域地域活動支援センターについてであります。

初めに、1番目のごみ処理施設の運転管理委託についてであります。

担当課より、現在のごみ処理施設の運転管理業務及び維持補修業務は、今年度で委託契約期間が終了するため、次期ごみ処理施設が稼働するまでは新たな業務委託契約が必要である。

今後の方針としては、平成29年度から31年度までの3年間の同業務の内容と経費について、現在の受託者である株式会社日立製作所と本年11月まで協議を行い、今年度中に業務委託契約を

締結し、平成29年4月から新たな契約による運転管理業務を開始する予定であるとの説明を受けて、委員から、概算経費で年間5億円もかかるとのことだが、算定基準、その明細を示してもらいたいとの質疑に対して、平成24年から28年度までは、年間2億5,800万円で契約しているが、日立製作所からは、実際の経費として5億円程度かかるという話を聞いている。経費の内容については、いろいろな工程によって示されているので、それらをしっかりチェックし、5億円をいかに抑えるかということで協議し、その方向性が出たら資料として委員会に提出させていただくとの答弁がありました。

次に、2番目の次期ごみ処理施設の整備についてであります。

この件については、これまでも当委員会で調査してまいりました。

担当課からは、次期ごみ処理施設の基本設計について、施設の配置や動線、完成イメージの図面を加えての説明があり、また、ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務委託と一般廃棄物最終処分場整備にかかる基本構想・基本設計業務委託の契約締結について報告がありました。

委員より、ごみ処理施設の建設について、市民への説明はどのように進めていくのか。公共施設の建設については、市民の合意形成が必要だと思うが、いかがかとの質疑に対し、地元の須沢区と建設予定地の地権者である須沢公益会に対しては、両者の役員を対象に4月と5月に基本設計の概要版を用いて説明会を行った。須沢区については、回覧板と現施設を見てもらいながら住民説明会を行うということでご了承いただいている。また、広く一般市民を対象とした説明も行っていくとの答弁がありました。

さらに委員より、事業者選定支援業務の委託契約について、日本環境衛生センターに頼むとのことだが、契約金額の算定基準はどうなっているかとの質疑に対して、今回は、日本環境衛生センターと1者随意契約をした。同社から参考見積もりをもらい、他市の事案も参考にその内容を精査した上で妥当であると判断し、それをもとに当市で設計して、最終的に2,943万円で契約したものである。建設費は概算で60億円という多くの費用を必要とする。国の補助金もあるとはいえ市民の税金を使うということであり、コスト意識を十分持ちながら、今後の事業に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、委員より、委員会資料で業務内容を見ると、日本環境衛生センターに丸投げという感じがする。大野のごみ問題も水銀が出たのも業者に丸投げしていたことが原因だった。他人任せでなく、職員の覚悟が必要だと考えるが、いかがかとの質疑に対し、委員会資料の業務内容はこのようになっているが、実際は日本環境衛生センターと環境生活課、清掃センターが何回もキャッチボールをしながら、なおかつ、選定委員会には外部の専門家も加わって慎重に審査をし、また、大事なことは、この委員会にもきちんと報告し、相談をしながら進めていく。決して丸投げではないとの答弁がありました。

また、委員より、一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想・基本設計業務委託について、落札率はどうなっているか。財政が厳しいことを理由に地域の要望をはねつけているが、こういうときに100%近い落札率でどんどん随意契約していくというのはいかがなものかとの質疑に対して、本業務の落札率は99.8%である。一般の土木、建築等の工事の発注だと一般競争入札になるが、本件はごみ処理に関する特殊なものである。日本環境衛生センターは、平成22年の大野の一般廃棄物最終処分場適正化のときからずっと関係があり、また、一般財団法人ということで、国の指導

を受けながら運営している法人である。その辺もあり、今回は随意契約とした。これは市としては一般的ではなく、特殊なものであるとご理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、3番目の、し尿処理施設の整備についてであります。

担当課より、当該施設は稼働開始から24年が経過し、施設の老朽化や、し尿処理の減少などの課題に対処するため施設の整備が必要となっている。本計画は、施設を改造し、下水道放流設備を整備するものであり、既存施設の通常運転も継続可能とした改造を行うとの説明を受けて、委員より、瑕疵担保期間は10年とあるが、それを過ぎると非常に改修費用がかかるとなると困るが、そこら辺の考えはどうかとの質疑に対して、瑕疵担保期間については、設計は、本市財務規則の瑕疵担保期間と同じく10年としている。工事のほうは、財務規則では2年であるが、使用開始が工事の完成から少しずれるので、今回は3年という形で設定した。瑕疵担保期間が過ぎてからは、改修などは市のほうで対応していくことになるとの答弁がありました。

次に、4番目、空き家等実態調査及び空き家等対策計画についてであります。

担当課より、空き家等実態調査業務委託の結果、空き家台帳、空き家等対策計画策定に向けてのスケジュール及び計画に定める事項等について説明を受けて、委員より、空き家等実態調査では、地域の事情がわかる職員が同行したのか。また今回、調査してデータベースをつくるだけでは意味がない。空き家を活用する方向で考えていく場合には、市民とはどう連携をとっていくということをおき家等対策計画の中で定めるのかとの質疑に対して、現調査に職員は同行しておらず、委託業者には調査票に基づいて回ってもらっている。その成果として台帳が整備され、職員はその内容を確認している。空き家の活用は定住促進課で進めているが、庁内の連携をとってデータベースを使いながら、活用できるものは空き家バンクへの登録を呼びかけるといったような個別の案内もできると考えているとの答弁がありました。

また、委員より、空き家等対策協議会を編成するとあるが、ここに丸投げするのでなく、協議会の機能を生かしていただきたいが、いかがかとの質疑に対して、協議会では、本年度は空き家等対策計画の策定について、いろいろアドバイスなどをいただきながら進めていきたい。あわせて、当市で持っている情報を提供しながら専門家の立場から見て特定空き家について判定をしていただきたいとの答弁がありました。

次に、5番目、地熱発電可能性調査についてであります。

担当課より、平成27年度に旧あるペン村で行った試掘調査の総合解析業務結果について報告を受け、委員より、いろいろデータを見せてもらったが、もう少し掘らないと結果が出ないということなのか。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称ジョグメックの考え方はどうなのかとの質疑に対して、ジョグメックとしては、平成27年度に掘った井戸よりももう少し深い層を掘ればお湯が出る可能性があるということ、また、その際の掘削箇所よりも北側へ向かえば、より浅い場所で熱源を確保できる可能性があるということで一定の調査結果を得たという考えである。当市では、さらに詳細な調査ができないかということで、現在調整をしているとの答弁がありました。

また、委員より、試掘した井戸をほかに活用していくことはできないのかとの質疑に対して、今回の井戸はあくまでも調査仕様で掘られており、深い部分では強度不足のおそれがある。それを長期利用していくことは困難であり、違う用途での利用は難しい。まだ圧力がかかっている可能性が

あることから、今はバルブどめをしている状態であるが、今年度中にバルブ撤去を含めた原形復旧工事を実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、6番目、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の適正化についてであります。

当初は、休憩中の報告事項でありましたが、委員会当日、所管事項調査に変更したものであります。

本件については、当委員会において、事業概要、適正化に至る原因、再発防止対策などを冊子にまとめて教訓として残すこととしていました。その概要ができ、提示されたことを受けて、委員より、この事業にかかった総体的な金額は提示されているのか。特に人件費はどのような取り扱いになっているのかとの質疑に対して、冊子には、事業費として適正化事業の工事や業務委託の契約額などを掲載しており、人件費については、事務事業ごとに案分していないため掲載していない。当市だけではなく、全国的にも自治体でこのような取り扱いになっているのでご理解願いたいとの答弁がありました。

また、そのほかにも委員から、冊子の表記に関する意見などもあり、それらを踏まえて見直しをし、修正した上で、再度、当委員会へ提示することとなりました。

次に、7番目、能生地域地域活動支援センターについてであります。

本件については、地域活動支援センターの移転先として能生保健センターを改修して使用する場合と新築する場合とでどちらがよいのか、当委員会で協議し、能生保健センターの耐震診断結果を見て判断とすとしていました。

このたび、耐震診断業務の途中経過から、能生保健センターの改修費用が高額になることが見込まれるため、新築の方向で進めたい旨の説明があり、委員より、非常にいい判断をしていただいた。ただ、来年度に工事を実施するという非常にスパンの長い話をしているが、施設関係者からは、1日も早くという要望がある。それを踏まえて、もっと早くならないのかとの質疑に対して、まず、関係団体と協議した上で利用しやすい建設場所を探さなくてはならない。それから設計して工事を発注するとなると、工事は来年度になってしまうようなスケジュールになる。市としても、少しでも早く取り組みたいので、スピード感を持ってできるだけ早く工事を実施したいとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質疑が交わされましたが、割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

+

+

日程第6．議案第59号から同第61号まで

議長（倉又 稔君）

日程第6、議案第59号から同第61号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第59号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、市税の減免申請に係るマイナンバーの取得変更と固定資産税のわがまち特例の導入であります。

議案第60号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、引用法令の整理であります。

議案第 6 1 号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充などでありまして、詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

池田市民課長。〔市民課長 池田正吾君登壇〕

市民課長（池田正吾君）

おはようございます。

それでは、議案第 5 9 号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、ご説明させていただきます。

今回の改正は、平成 2 8 年度、税制改正を実施するための地方税法等の一部を改正する等の法律が本年 3 月 3 1 日に公布されましたことに伴いまして、当市の平成 2 8 年度、市税の賦課に反映させるため 3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、本日、配付いたしました市民課資料をごらんいただきたいと思っております。

1、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定。（1）改正点のア、マイナンバーの取り扱い変更につきましては、第 3 8 条第 2 項第 1 号及び第 1 2 5 条の 3 第 2 項第 1 号において、市民税及び特別土地保有税の減免申請の際、マイナンバーの記載を不要とするもので、申請者の手続の簡略化を図るものであります。

イ、固定資産税のわがまち特例の導入（市独自の課税標準額の特例措置）につきましては、附則第 1 0 条の 3 第 6 項において、（ア）津波対策の用に供する償却資産の特例措置を附則第 1 0 条の 3 第 9 項から第 1 3 項までにおいて、（イ）再生可能エネルギーの特例措置を定めるものであります。具体的には、太陽光発電が再生可能エネルギーの特例措置に該当し、課税標準や税額が減額されます。

（2）施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 6 0 号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、ご説明させていただきます。

これにつきましても地方税法等の一部を改正する等の法律が 3 月 3 1 日に公布されましたことに伴いまして当市の平成 2 8 年度の都市計画税の賦課に反映させるため 3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものであります。

配付資料の 2、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定。（1）改正点は、引用法令の項ずれに伴う改正でありまして、（2）施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 6 1 号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、ご説明させていただきます。

これにつきましても地方税法等の一部を改正する等の法律が 3 月 3 1 日に公布されましたことに伴いまして、当市の平成 2 8 年度の国民健康保険税の賦課に反映させるため 3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものであります。

配付資料の3、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定。(1)改正点のア、課税限度額の引き上げにつきましては、中間層の負担に配慮した見直しとして改正するもので、第3条第2項等において基礎課税額を52万円から54万円に2万円引き上げ、同条第3項等において後期高齢者支援金等課税額を17万円から19万円に2万円引き上げております。

イ、軽減判定所得の見直しにつきましては、経済動向等を踏まえた見直しとして改正するもので、第24条第2号において5割軽減基準額を26万円から26万5,000円に5,000円引き上げ、同条第3号において2割軽減基準額を47万円から48万円に1万円引き上げております。

ウ、減免申請期限の見直しにつきましては、市税全般に合わせた規定の整備として改正するもので、第29条第2項において納期限前7日を納期限に変更するものであります。

(2)施行日は、平成28年4月1日であります。

以上で説明を終わります。

議長(倉又 稔君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第60号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第61号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7．議案第62号

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第62号は、平成27年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ3億2,263万4,000円を追加し、総額を293億3,715万5,000円といたしたいものであります。

これは主に決算を見込む中での所要の調整を行うものであります。

なお、繰越明許費の補正は、それぞれ第2表のとおりであります。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

企画財政課長（藤田年明君）

説明いたします。

今回の一般会計補正予算（第9号）の3月31日付の専決処分は、決算に向けた所要の調整を行う補正であります。

最初に、歳出から説明いたします。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

2款1項3目、財産管理費の26、基金積立金の主なものは、決算見込みによる剰余金の一部を積み立てるもので、財政調整基金3億円を計上しております。この積み立てにより、平成27年度末の財政調整基金の残高は、約19億2,000万円となります。

次に、2款1項11目、1、国県支出金過年度返還金は、平成26年度の生活保護費の精算に伴

うもので、今までは生活保護費全体で精算していたものが、生活扶助、医療扶助、介護扶助それぞれで精算する形に変更となり、生活扶助の返還分について不足する予算を補正するものです。

次の、3款2項5目、26、民営こども園整備事業は、財源変更であります。

最後の8款7項2目、1、住宅整備資金補助金につきましては、市長の行政報告でもありましたが、住まいる環境リフォーム補助金について申し込みが予算を大きく上回ったため、初めて申請された方について全員を対象とすることができるよう1,000万円追加補正したものであります。

次に、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

10款1項1目、地方交付税は、所要の一般財源として計上しております。

14款1項1目、民生費負担金は、歳出の国県支出金過年度返還金で説明した生活保護の医療扶助と介護扶助の平成26年度の追加交付分であります。

14款2項2目、民生費補助金、次の15款2項2目、民生費補助金は、国庫補助金から県補助金への財源変更による補正であります。

17款1項2目、総務費寄附金は、ふるさと糸魚川応援寄附金の追加分であります。

20款4項3目、雑入は、北陸新幹線テレビ難視聴地域光ケーブル整備委託金の追加分ではありません。

歳入の説明は、以上であります。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、第2表のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8 . 議案第 6 3 号から同第 6 6 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 6 3 号から同第 6 6 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 6 3 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありまして、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、避難用設備の構造要件を変更し、あわせて保育士の配置に係る基準の特例を定めるため所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 4 号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでありまして、職員の起こした自動車事故のうち人身事故に係るものについて、その損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 6 5 号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、消防活動の迅速化を図るため屈折はしご付消防自動車 1 台を購入いたしたいものであります。取得予定価格は、1 億 3,791 万 6,000 円で、契約の相手方は、高坂防災株式会社であります。

議案第 6 6 号は、財産の取得についてでありまして、防災行政無線のデジタル化に伴い、個別受信機 2,800 台を購入いたしたいものであります。取得予定価格は、1 億 2,247 万 2,000 円で、契約の相手方は、三信電気株式会社ソリューション営業本部であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 9 . 議案第 6 7 号から同第 7 0 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 9、議案第 6 7 号から同第 7 0 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 6 7 号は、須沢臨海公園条例の一部改正についてでありまして、須沢臨海公園にオートキャンプ場を設置するため所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 8 号は、ガス供給条例の一部改正についてでありまして、ガス供給熱量の変更等に伴い、料金改定を行うため所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 9 号及び議案第 7 0 号は、いずれも財産の取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、除雪活動の効率化を図るため、ロータリー除雪車 1 台ずつ計 2 台を更新いたしたいものであります。

議案第 6 9 号の取得予定価格は、2,635万2,000円で、契約の相手方は、株式会社中央自動車であります。次に、議案第 7 0 号の取得予定価格は、2,683万8,000円で、契約の相手方は、糸魚川重機工業株式会社であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 1 0 . 議案第 7 1 号

議長（倉又 稔君）

日程第 1 0、議案第 7 1 号、契約の締結について（し尿処理施設整備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第71号は、契約の締結についてでありまして、し尿処理施設整備工事の契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、1億5,552万円で、契約の相手方は、クボタ環境サービス株式会社であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第72号

議長（倉又 稔君）

日程第11、議案第72号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第72号は、平成28年度一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億1,948万9,000円を追加し、総額を264億7,948万9,000円といたしております。

歳出の主なものは、3款、民生費では、スパーク能生大規模修繕事業の追加、4款、衛生費では、市内産婦人科確保対策事業の追加であります。6款、農林水産業費では、林業専用道開設事業及び水産観光支援事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれの所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

+

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。
付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第 1 2 . 請願第 1 号から同第 3 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 1 2、請願第 1 号から同第 3 号までを一括議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 1 号から同第 3 号までは、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

+

午前 1 1 時 4 3 分 散会

+

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+